



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要をご紹介します。

◆育児・介護休業法等改正(4月1日/10月1日施行)

男女ともに子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、①**残業免除の対象範囲拡大** (小学校就学前の子も対象)、②子の看護・行事参加のための休暇所得が可能かつ対象範囲が拡大され、③**育児休暇取得状況の公表の義務化** (従業員数300人超)、10月1日からは、小学校就学前の子を持つ従業員に対し、短時間勤務制度やテレワーク等**柔軟な働き方の選択肢の提供**が企業に義務付けられます。

◆子ども・子育て支援法(4月1日施行)

両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付、育児期に時短勤務を行った場合に支給する**育児時短就業給付**が創設されます。

◆雇用保険法改正(4月1日/10月1日施行)

①自己都合退職者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、**給付制限をせず雇用保険の基本手当を受給**できるようになり、②**就業促進手当の見直し**、③「出生後休業支援給付」「育児時短就業給付」の創設等、10月1日からは、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に賃金の一定割合を支給する「**教育訓練休暇給付金**」が創設されます。労働者にとっては福利厚生の更なる充実が期待されますが、会社は労働者に対する制度説明の準備等が必要になります。

◆障害者雇用促進法改正(4月1日施行)

障害者の雇用が比較的難しい業種を対象として定められている「**障害者雇用除外率**」(障害者の雇用人数を算定する際に一定の割合で従業員数を控除することができる率)が**10%引き下げられます**(現在10%以下の業種は適用対象外となります)。これにより障害者雇用が一段と促進されることとなります。

◆高齢者雇用安定法の経過措置終了(3月31日迄)

高齢者雇用安定法により60歳から65歳までの雇用確保措置が企業に義務付けられていますが、経過措置として対象者の限定が認められていました。**この経過措置が3月31日まで終了し、4月1日以降は、希望者全員の継続雇用の実施が必要**となります。

◆建築基準法・建築物省エネ法改正(4月1日施行)

脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における省エネ対策の加速、木材利用の促進等を目的とし、①**木造建築物に係る審査・検査の対象が拡大され、非木造建築物に係る基準と統一化**され、②令和7年4月1日以降に着工する原則全ての住宅・建築物(増改築も含む)について、**省エネ基準への適合が義務付けられます**。

◆プロバイダ責任制限法改正(5月までに施行)

インターネットにおける誹謗中傷対策被害の防止を主眼とし、大規模プラットフォーム業者に対し、

投稿の削除申出に関する窓口や手続きの整備・公表など迅速な対応をとること及び削除基準の策定・公表など運用状況の透明化が義務化されます。なお法改正の内容に対応して、本法の通称が「情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)」となります。

◆流通業務総合効率化法(流効法)・貨物自動車運送事業法(貨運法)改正(5月15日までに施行)

いわゆる運送業の「2024年問題」対策の一環として以下の改正が行われます。

(流効法)物流事業者・荷主に対し、**物流効率化のための措置策定の努力義務**を課し、**一定規模以上の特定事業者には中長期計画の作成や定期報告等**を義務付ける。

(貨運法)トラック事業の元請事業者に対し**実運送体制管理簿の作成**を義務付ける。荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、**運送契約締結等の際に書面交付**を義務付ける。軽トラック事業者に対し、**貨物軽自動車安全管理者選任及び定期講習受講並びに国交大臣への事故報告**を義務付ける。

◆重要経済安保情報保護法(5月17日までに施行)

経済安全保障分野における**セキュリティ・クリアランス制度**が創設されます。**セキュリティ・クリアランス制度とは政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(重要経済安保情報)にアクセスする必要がある者に対し、その者の信頼性を調査・確認した上でアクセスと認める**(重要経済安保情報の取扱い事業者は適当事業者の要件を満たした上で、行政機関との間で契約を締結)制度で、従来は「**特定秘密保護法**」によって定められていたが、安全保障の必要性が高まっている国際情勢と企業からのニーズを背景に新たに制定されます。

◆刑法改正(6月1日施行)

現行法上刑罰として定められている「**懲役**」と「**禁錮**」(両者は**刑務作業の義務の有無で区別**)が「**拘禁刑**」として一本化されます。改正法では現在懲役受刑者に科されている刑務作業が義務でなくなり、受刑者の更正に向けた指導・教育に多くの時間をかけることが可能になります。また、増加する高齢受刑者のリハビリや、若年受刑者の更生指導を手厚くできるようになります。

◆建設業法及び公共工事適正化推進法改正(12月14日までに施行)

建設業労働者の労働環境改善し、建設業の担い手を確保するため、①**労働者の処遇改善(賃金引き上げの努力義務化、著しく低額な見積もりや原価割れ契約の禁止等)**、②**資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止**、③**労働時間の適正化・現場管理の効率化等**が実施されます。